

○ 探偵業の業務の適正化に関する法律の事務取扱いに関する訓令

(平成19年5月31日本部訓令第18号)

最終改正 令和6年3月28日本部訓令第19号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 探偵業の届出(第3条―第6条)

第3章 監督(第7条―第11条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号。以下「法」という。)及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第19号。以下「府令」という。)に規定する探偵業に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(基本的事務の取扱い)

第2条 この訓令に定めるもののほか、探偵業に関する事務の処理に係る基本的な取扱いについては、別に定める基本処理要領によるものとする。

第2章 探偵業の届出

(開始の届出)

第3条 署長は、府令第2条第1項に規定する探偵業開始届出書(以下「開始届出書」という。)を受理したときは、生活安全企画課長にその旨を電話により速報するとともに、当該開始届出書(添付書類を除く。)の写しをファクシミリ装置等により送付するものとする。

2 生活安全企画課長は、前項の速報を受けたときは、探偵業開始届出受理番号簿(別記様式第1号)により探偵業の届出を受理したことを確認する番号(以下「届出受理番号」という。)を指定し、速やかに当該署長にその番号を連絡するものとする。

3 署長は、前項の連絡を受けたときは、開始届出書を提出した者に、速やかに当該届出受理番号を通知するものとする。

4 署長は、前項の処理が終了したときは、探偵業届出書等送付書(別記様式第2号。以下「届出書等送付書」という。)に、当該開始届出書及びその添付書類のそれぞれの写しを添えて速やかに生活安全企画課長に送付するものとする。

(廃止の届出)

第4条 署長は、府令第3条第1項に規定する探偵業廃止届出書を受理したときは、届出書等送付書に当該探偵業廃止届出書の写しを添えて、速やかに生活安全企画課長に送付するものとする。

(変更の届出等)

第5条 署長は、府令第3条第1項に規定する探偵業変更届出書を受理したときは、届出書等送付書に当該探偵業変更届出書及びその添付書類のそれぞれの写しを添えて、速やかに生活安全企画課長に送付するものとする。

(探偵業届出台帳の作成等)

第6条 第3条第4項の規定により署長から書類の送付を受けた生活安全企画課長は、探偵業届出台帳(別記様式第3号)を2部作成し、1部は生活安全企画課において管理し、1部は当該署長に送付するものとする。

- 2 生活安全企画課長は、探偵業登録台帳に記載する事項に変更等があったときは、その都度必要事項を記載するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 3 探偵業届出台帳は、書面による管理に代えて電磁的記録による管理ができるものとする。この場合において、探偵業届出台帳は適宜の様式によることができるものとする。

第3章 監督

(報告等の徴収)

第7条 生活安全企画課長及び署長(以下「署長等」という。)は、法第13条第1項に規定する報告又は資料の提出(以下「報告等」という。)を求めるときは、原則として報告等提出要求書(別記様式第4号)により行うものとする。

- 2 署長等は、探偵業者から提出を受けた報告等に、返還を要する資料があるときは、預り書(別記様式第5号)を交付するものとする。
- 3 署長等は、前項の資料について、可能な限り速やかに返還するものとし、これを返還する際には、受取書(別記様式第6号)と引き換えに行うものとする。
- 4 署長等は、報告等の提出を求めようとする探偵業者の営業所の所在地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、署長にあっては生活安全企画課長を経由して本部長に報告するものとする。

(立入検査)

第8条 法第13条第1項に規定する立入検査を行う警察職員(以下「立入実施者」という。)の指定に関する事項は、別に定める。

- 2 立入実施者は、立入検査を実施したときは、その実施結果を立入検査実施結果報告書(別記様式第7号)により署長等に報告するものとする。
- 3 前条第4項の規定は立入検査について準用する。この場合において、同項中「報告等の提出を求めようとする」とあるのは「営業所に立ち入る」と読み替えるものとする。
- 4 生活安全部長は、署長等が行うもののほか、特に必要があると認めるときは、署長等に立入検査の実施を指示することができる。

(指示)

第9条 署長は、法第14条に規定する指示を行う必要があると認めるときは、指示処分上申書(別記様式第8号)に疎明資料を添えて、生活安全企画課長を経由して生活安全部長に上申するものとする。

- 2 生活安全企画課長は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)第20条に規定する弁明通知書を交付するときは、当該上申に係る署長を経由して行うことができる。
- 3 生活安全企画課長は、生活安全部長が指示を行うことが相当と認めるときは、指示

書(別記様式第9号)を作成し、当該上申に係る署長に送付するものとする。

- 4 署長は、前項の指示書の送付を受けたときは、速やかにこれを交付するものとする。
この場合において、指示書を交付する際には、受領書(別記様式第10号)を徴するものとする。
- 5 署長は、指示書を交付した後は、指示事項の履行状況を確認して生活安全企画課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。

(営業の停止等)

第10条 署長は、法第15条に規定する営業の停止又は廃止(以下「営業の停止等」という。)の命令を行う必要があると認めるときは、生活安全警察関係の行政処分の事務取扱いに関する訓令(昭和48年徳島県警察本部訓令第25号。第5項において「訓令」という。)第2条に規定する行政処分上申書に疎明資料を添えて、生活安全企画課長を経由して本部長に上申するものとする。

- 2 前条第2項の規定は、営業の停止等の処分について準用する。
- 3 生活安全企画課長は、公安委員会が営業の停止等の処分を行う決定をしたときは、当該処分の区分に応じ、生活安全警察関係の行政処分に関する規則(昭和48年徳島県公安委員会規則第12号)第3条に規定する行政処分決定通知書を作成して、当該上申に係る署長に送付するものとする。
- 4 署長は、前項の行政処分決定通知書の送付を受けたときは、速やかにこれを交付するとともに、その履行状況を確認し、生活安全企画課長を経由して本部長に報告するものとする。
- 5 前4項に定めるもののほか、営業の停止等の処分については、訓令に定めるところによるものとする。

(通報等)

第11条 生活安全企画課長は、探偵業者及び探偵業務に従事する者の法令違反行為を把握した場合において、当該探偵業者の営業所の所在地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあり、指示又は営業の停止の命令を行う必要があると認めるときは、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会に対し、違反事実を通報しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、法第15条第2項の規定による営業の廃止の命令を行った場合において、当該探偵業者の営業所の所在地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にある場合には、当該公安委員会に処分の結果を連絡しなければならない。

※ 別記様式等省略